

5年保存

地発第 0401065 号
基発第 0401043 号
平成 14 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「外国人労働者相談コーナー」の設置等について

標記については、平成元年 10 月 2 日付け基発第 535 号「「外国人労働者相談コーナー」設置等について」（以下「535号通達」という。）により指示しているところであるが、その後、特定の地域において労働基準関係法令に関する外国人労働者からの相談、申告件数が増加している状況等が見られる。このため、今般、「外国人労働者労働条件相談員規程」（平成 13 年厚生労働省訓第 50 号。以下「訓令」という。）のうち、外国人労働者労働条件相談員（以下「相談員」という。）の配置について別添 1 のとおり改正したので、下記に留意の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、535号通達は本通達をもって廃止する。

記

第 1 「外国人労働者相談コーナー」の設置

1 設置の目的

外国人労働者、外国人労働者を使用する使用者等からの外国人労働者に対する労働基準関係法令の適用その他外国人労働者の労働条件の確保及び改善に関する相談等に対応するための体制の整備を図り、もって労働基準監督機関が行う外国人労働者の労働条件の確保及び改善に関する業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局労働基準部監督課（以下「局監督課」という。）又は労働基準監督署（以下「署」という。）に「外国人労働者相談コーナー」を設置するものであること。

2 設置

相談員を配置している局監督課及び署とすること。

3 設置方法

「外国人労働者相談コーナー」の設置に当たっては、英語等外国語で併記された表札等を掲示するなど、外国人来庁者にも同コーナーの存在が識別できる方法を講ずるものとする。

4 相談日の設定

相談員は非常勤であることにかんがみ、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長（以下「署長」という。）は、あらかじめ相談員の登庁日を定めて相談日を設定するとともに、これを掲示する等により周知を図り、相談に来庁する者の利便を図るものとする。

第2 相談員の配置

相談員は相談件数、地理的事情等を総合的に考慮し、厚生労働省労働基準局長が必要と認める局監督課又は署に配置するものとする。

なお、具体的な配置については別途指示するものとする。

相談員の配置については、訓令によりその大綱が定められたところであるが、この細目は以下のとおりである。

1 職務

相談員は、局長又は署長の指示を受けて、外国人労働者に係る次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働基準関係法令についての相談及び指導に関すること。
- ② 一般労働条件の確保及び改善に関する相談及び指導に関すること。
- ③ 安全衛生の確保及び改善に関する相談及び指導に関すること。
- ④ その他労働基準監督機関が行う労働条件の確保及び改善の業務への協力に関すること。

2 委嘱

相談員の委嘱は、次の要件を具備する者のうちから、局長が行うものとする。

- ① 社会的信望があり、かつ、労働基準監督機関が行う業務に関し、深い知識と理解を有する者であること。
- ② 外国人労働者からの相談に対応ができる者であること。
- ③ 相談員としての職務を利用して特定の個人若しくは団体の利益を図り、又は信用を害するおそれがある者でないこと。
- ④ 公選による公職にある者又はその立候補者若しくはこれらに準ずる者でないこと。
- ⑤ 他の職業に従事している者については、その業務に拘束されて相談員の業務が不十分となるおそれのない者であること。
- ⑥ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条（欠格条項）に該当する者でないこと。

3 任期等

(1) 相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
なお、在任中であっても、後記5に定める遵守業務に違反した場合には
委嘱を解くものとする。

任期中相談員が辞任し、又は解嘱された場合には、後任の相談員を委嘱
するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(2) 相談員の委嘱日は、毎年4月1日とする。

4 報酬

別途指示するものとする。

5 遵守義務

相談員は、次のことを遵守しなければならないものとする。

- ① 職務上知り得た秘密を守ること。
- ② 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- ③ その職務を行うに当たり、利益を得、又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
- ④ 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
- ⑤ 労働争議など労使関係の具体的問題に関与してはならないこと。
- ⑥ その他国家公務員法等法令に反する行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

相談員の委嘱又は解嘱については、局長は次の発令手続を行うものとする。

(1) 委嘱の場合

局長は、相談員を委嘱しようとするときは、次の書類を整えるものとする。

- | | |
|-------------------|----|
| ① 本人の承諾書（別添2様式1） | 1通 |
| ② 履歴書（別添2様式2） | 1通 |
| ③ 委嘱辞令（写）（別添2様式3） | 1通 |

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解嘱の場合

局長は相談員を解嘱しようとするときは、次の書類を整えるものとする。

- | | |
|-------------------|----|
| ① 辞任届（別添2様式4） | 1通 |
| ② 解嘱辞令（写）（別添2様式5） | 1通 |

なお、相談員が死亡した場合には、速やかに遺族等に死亡届（別添2様式6）を提出させるものとする。

7 公務災害

相談員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続を取るものとする。

8 執務準則

相談員は、その業務を行うに当たっては、外国人労働者労働条件相談員執務準則（別添3）により行うものとする。

外国人労働者労働条件相談員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第50号）

〔改正〕平成14年3月29日訓第36号

部 内 一 般

外国人労働者労働条件相談員規程を次のように定める。

外国人労働者労働条件相談員規程

（設置）

第1条 労働基準監督機関が行う外国人労働者に係る労働条件の確保及び改善に関する業務の円滑な運営に資するため、厚生労働省労働基準局長が必要と認める都道府県労働局又は労働基準監督署に外国人労働者労働条件相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 相談員は、社会的信望があり、かつ、外国人労働者に係る労働条件の確保及び改善に関し深い知識と経験を有する者であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから、都道府県労働局長が委嘱する。

（職務）

第3条 相談員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、外国人労働者に係る次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 労働基準法等労働基準に関する法令についての相談及び指導に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、労働条件の確保及び改善についての相談及び指導に関すること。
- (3) 労働基準監督機関が行う労働条件の確保及び改善の業務への協力に関すること。

（任期等）

第4条 相談員の任期は、1年とする。

2 相談員は、非常勤とする。

（秘密を守る義務等）

第5条 相談員及び相談員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 相談員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

（その他の事項）

第6条 この規程に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月厚生労働省訓第36号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

様式1

就 任 承 諾 書

年 月 日

○ ○ 労働局長 殿

氏 名 印

外国人労働者労働条件相談員に就任することを承認します。

履 歴 書

現 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

最 終 学 歴

年 月 日

職 歴

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

様式 3

写

氏 名

外国人労働者労働条件相談員を委嘱する。

任期は 年 月 日までとする。

年 月 日

〇 〇 労働局長 氏 名 印

辞 任 届

年 月 日

〇 〇 労働局長 殿

氏 名 印

今般 により外国人労働者労働条件相談員を
辞任いたしたいのでお届けいたします。

様式 5

写

氏 名

願いにより外国人労働者労働条件相談員の委嘱を解く。

年 月 日

〇 〇 労働局長 氏 名 印

死 亡 届

年 月 日

〇 〇 労働局長 殿

遺族
続柄 氏 名 印

下記のは、 年 月 日 (病名等)
のため死亡したので、お届けします。

記

〇 〇 労働局
(〇 〇 労働基準監督署)
外国人労働者労働条件相談員
氏 名

外国人労働者労働条件相談員執務準則

- 1 外国人労働者労働条件相談員（以下「相談員」という。）は、その職務を行うに当たっては、外国人労働者労働条件相談員規程（平成13年厚生労働省訓第50号）によるほか、この準則によらなければならない。
- 2 相談員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長（以下「局長又は署長」という。）の指示を受けて、外国人労働者に係る次に掲げる事務を行うものとする。
 - ① 労働基準法、労働安全衛生法等労働基準関係法令についての相談及び指導に関すること。
 - ② 一般労働条件の確保及び改善に関する相談及び指導に関すること。
 - ③ 安全衛生の確保及び改善に関する相談及び指導に関すること。
 - ④ その他労働基準監督機関が行う労働条件の確保及び改善の業務への協力に関すること。
- 3 相談員は、関係法令、解釈その他労働基準監督機関が行う業務運営の方針等について理解を深めるとともに、常に労働基準監督機関の職員とともに十分な連絡を保ちつつ、適正な指導を行うことはもとより、上記2に掲げる事務を適正に遂行するための研さんに努めなければならない。
- 4 相談員は上記2に掲げる事務を行うに際して、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、その都度局長又は署長に報告し、その処理については局長又は署長の指示を受けなければならない。
 - ① 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要があるもの、事案の性格からその後組織的に継続して処理を行う必要があるもの等自らが処理に当たることが適当でないとき。
 - ② 事案の内容が労働基準関係法令に抵触し、これに伴う措置を必要とするとき。
 - ③ 労働基準監督機関に対する告訴又は告発であることが明らかなきとき。
 - ④ その他事案の内容から局長又は署長の指示を受ける必要があるとき。
- 5 相談員は、予め定められた日に上記2に掲げる事務を行った場合には、別紙様式「外国人労働者労働条件相談員日誌」に所要の事項を記載し、月の初めに前月分について局長又は署長に報告するものとする。
- 6 相談員は職務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。
 - ① 職務上知り得た秘密を守ること。
 - ② 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に込えられるように努めること。
 - ③ その職務を行うに当たり、利益を得、又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
 - ④ 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
 - ⑤ 労働争議など労使関係の具体的問題に関与してはならないこと。
 - ⑥ その他国家公務員法等法令に反する行為を行ってはならないこと。

別紙様式

局長 (署長)	労働基準部長 (次長)	監督課長 (方面主任・課長)	

外国人労働者労働条件相談員日誌

(年 月分)

○ ○ 労働局
(○ ○ 労働基準監督署)
外国人労働者労働条件相談員

氏 名 印

月 日 () 曜日	勤務時間 時 分 ~ 時 分	相談件数
相 談 ・ 指 導 等 の 概 要		